

○三芳町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成28年12月28日

告示第319号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第21条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第22条）

第2節 人員に関する基準（第23条・第24条）

第3節 設備に関する基準（第25条）

第4節 運営に関する基準（第26条・第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、こ

の要綱に定められるサービスをいう。

- (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。

(指定拒否)

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、三芳町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

(事業の一般原則)

第4条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 訪問介護相当サービスの事業は、既に訪問介護を利用し訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合及び退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスとして訪問介護が特に必要な者の場合であって、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪

問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）であって、専ら訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことがで

きる。

（管理者）

第7条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第8条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、事業及び指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業が同一事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第9条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（第20条第1項に規定する重要事項をいう。以下同じ。）に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第11条 事業者は、正当な理由なく訪問型サービスの提供を拒んではならない。

（衛生管理等）

第12条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 事業者は、訪問型サービスを提供した際に、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(記録の整備)

第15条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、前条及び前項に規定する記録に関しては、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第16条 事業者は、訪問介護員等に、その同居する家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 訪問介護員等は、現に訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第19条 事業者は、提供した訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型サービスに関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善内容を町に報告しなければならない。

（運営規程）

第20条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第21条 事業者は、当該訪問型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければならない。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第22条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第23条 事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者の数が80又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者又は町認定者（三芳町訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定の基準に関する要綱（平成28年三芳町告示第321号）第2条第8号に定める者をいう。）であって、専ら訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。
- 5 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、

かつ、訪問型サービス事業と指定訪問介護又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第24条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。

ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第25条 第8条の規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（個別計画の作成）

第26条 サービス提供責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

（内容及び手続の説明及び同意等）

第27条 第12条から第21条までの規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。

第4章 雑則

（その他）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。